



報道関係者 各位

令和4年9月26日

【照会先】

秋田労働局労働基準部健康安全課
課長 佐藤 存
産業安全専門官 田川 健志
(電話)018-862-6683

令和4年度 安全衛生に係る秋田労働局長表彰の実施について

秋田労働局（局長 川口秀人）は、令和4年度の安全衛生に係る表彰式を下記により開催します。

なお、表彰は第69回秋田産業安全衛生大会（主催：秋田県労働災害防止団体連絡協議会）において、実施します。

本表彰は、安全衛生成績が極めて高い水準に達し他の模範と認められる優良事業場、団体並びに長年にわたり安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人を表彰し、その功績を称えるとともに、これを広く県民にお知らせすることにより、安全衛生意識の高揚を図り、労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成に資することを目的として実施しています。

報道機関の皆様におかれては、安全衛生意識が広く県民に浸透されるよう、取材・報道をお願いいたします。

記

- 1 日 時 令和4年10月3日（月） 13時15分～14時15分
- 2 場 所 秋田芸術劇場ミルハス 中ホール（秋田市千秋明徳町2-52）
第69回秋田産業安全衛生大会（13時15分～16時30分）において実施
- 3 受賞予定者 秋田労働局長 優良賞
竹中工務店・大森建設・シブヤ建設工業・加藤建設特定建設工事共同企業体

秋田労働局長 奨励賞
コスモ工機株式会社
秋田エプソン株式会社
清水建設株式会社東北支店
学校法人双葉学園幼保連携型認定こども園 湯沢よつばこども園

秋田労働局長 団体賞
秋田管工事業協同組合

秋田労働局長 安全衛生推進賞
加藤信和

〔添付資料〕

- 資料 1 令和4年度安全衛生に係る秋田労働局長表彰者名簿
- 資料 2 秋田労働局長表彰に係る表彰理由
- 資料 3 安全衛生に係る労働局長表彰について（参考）

令和4年度 安全衛生に係る秋田労働局長表彰者名簿

賞の種類	事業場名（工事名） 個人（所属団体名）	代表者 職氏名	所在地 （現場所在地）	業種
ゆうりょうしょう 優良賞 あんぜんかくほたいさく 安全確保対策	たけなかこうわてん おおもりけんせつ しぶやけんせつこうぎょう かとうけんせつ 竹中工務店・大森建設・シブヤ建設工業・加藤建設 とくていけんせつこうじきょうどうぎきょうたい 特定建設工事共同企業体 (工事名：県・市連携文化施設建設工事)	執行役員支店長 すずきかずみ 鈴木一巳	〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町3丁目4-33 (株)竹中工務店 東北支店 (秋田県秋田市千秋明徳町2)	鉄骨鉄筋コンクリート 造建築工事業
しょうらいしょう 奨励賞 あんぜんかくほたいさく 安全確保対策	こすもこうきかぶしがいしゃ コスモ工機株式会社	代表取締役 かとうまさあき 加藤正明	〒010-1503 秋田県秋田市下浜羽川字五郎池126-2	機械器具製造業
しょうらいしょう 奨励賞 あんぜんかくほたいさく 安全確保対策	あきたえぶそんかぶしがいしゃ 秋田エプソン株式会社	代表取締役社長 えんどうまさとし 遠藤正敏	〒012-0801 秋田県湯沢市岩崎字壇ノ上1番地	電子機械用・通信機器 用部品製造業
しょうらいしょう 奨励賞 あんぜんかくほたいさく 安全確保対策	しみずけんせつかぶしがいしゃとうほくしてん 清水建設株式会社東北支店 (工事名：雄物川上流大沢川樋門新設工事)	常務執行役員支店長 しみずこうじろう 清水康次郎	〒980-0801 宮城県仙台市青葉区木町通1丁目4-7 (秋田県秋田市中通7丁目2-1)	河川土木工事業
しょうらいしょう 奨励賞 けんこうほじぞうしんとう 健康保持増進等	がっこうほうじんふたばがくえん 学校法人双葉学園 ようほれんけいがたにんてい えん ゆざわ 幼保連携型認定こども園 湯沢よつばこども園	理事長 きしゆたか 岸豊	〒012-0844 秋田県湯沢市田町2丁目3-52	社会福祉施設
だんたいしょう 団体賞	あきたかんこうじぎょうきょうどうくみあい 秋田管工事業協同組合	理事長 おおたひろゆき 太田博之	〒010-0956 秋田県秋田市山王臨海町3-18	上下水道工事業
あんぜんえいせいすいしん 安全衛生推進 しょう 賞	かとうのぶかず 加藤信和 (てんまじやばんかぶしがいしゃあきたこうじょう 専任 安全管理者)		〒010-1412 秋田県秋田市御所野下堤3丁目1-1	

令和 4 年度秋田労働局長表彰に係る表彰理由

○秋田労働局長優良賞

- 事業場名：竹中工務店・大森建設・シブヤ建設工業・加藤建設特定建設工事共同企業体
県・市連携文化施設建設工事

所在地：〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町 3-4-33 (株)竹中工務店 東北支店

代表者職氏名：執行役員支店長 鈴木一巳

電話番号：022-262-1711

業種：鉄骨鉄筋コンクリート造建築工事業

表彰理由：東北支店で定めた安全衛生計画を踏まえ、作業所長が掲げた「明るく、楽しく、粘り強く」をモットーに日々入場する新規の作業者に対して現在の施工状況や注意点を分かりやすく説明し、当該現場の労働災害防止のルールを徹底させたこと。

朝礼広場に 150 インチモニターのデジタルサイネージを設置し、作業者間の連絡や、元請から伝えたい注意事項をリアルタイムかつ視覚で把握できるよう「見える化」を取り入れた労働災害防止活動を実施していること。

見える安全活動コンクールに 2019 年と 2020 年の 2 年連続で応募し、その活動内容について優良事例として選出されるなど、創意工夫した活動を実施していること。

以上のような各種安全衛生活動の実施により、工事期間中、休業 4 日以上労働災害は発生しておらず、その創意工夫を凝らした安全衛生活動の水準は、特に優秀で他の模範であると認められた。

○秋田労働局長奨励賞（安全確保対策）

- 事業場名：コスモ工機株式会社

所在地：〒010-1503 秋田県秋田市下浜羽川字五郎池 126-2

代表者職氏名：代表取締役 加藤正明

電話番号：018-879-3111

業種：一般機械器具製造業

表彰理由：代表者による安全衛生方針表明や、事業場の安全衛生組織を明確にし、組織図において部署ごとに安全衛生担当者を配置して、分かりやすく活動を実施できるよう工夫し、その内容を社内に掲示して周知している。

具体的な安全衛生活動のひとつとして、3S5T（整理・整頓・清掃／定位・定品・定量・定格・定色）を継続して実施しており、以前労働災害が継続して発生した時期に取り入れた活動で、安全対策と品質確保に取組ものであり、労働災害防止の基本姿勢を 3S の実施から行っているもの。

安全週間の活動内容の一つとして社員からスローガンを募集（令和 4 年度 223 件応募）し、選考された 6 スローガンを 2 か月間の標語として社内掲示板等に掲

載し意識高揚に努めている。

以上のような各種安全衛生活動の実施により、平成 30 年 5 月 16 日以降、休業 4 日以上の労働災害は発生しておらず、その創意工夫を凝らした安全衛生活動の水準は優秀で、他の模範であると認められた。

○秋田労働局長奨励賞（安全確保対策）

- 事業場名：秋田エプソン株式会社

所在地：〒012-0801 秋田県湯沢市岩崎字壇ノ上 1 番地

代表者職氏名：代表取締役社長 遠藤正敏

電話番号：0183-72-4111

業種：電子機械用・通信機器用部品製造業

表彰理由：事業場における労働安全衛生基本方針を表明するとともに、その内容をカード型の資料として作成し周知を図ることで、労働安全衛生活動の意識高揚に努めている。

新規に設置する機械設備について、機械設備の製造段階からリスクアセスメントを実施し、機械設備の本質安全化を原則とした取組を行っている。併せて設置した機械設備については内容に変更がなくても 3 年ごとに再度リスクアセスメントを実施して、労働者の意見を聴きながら PDCA サイクルを実施している。

女性が働きやすい職場環境づくりを進めるため、女性委員会を組織し、月 2 回の会合結果により、女性の視点で職場環境の改善に努めている。

以上のような各種安全衛生活動の実施により、平成 28 年 3 月 15 日以降、休業 4 日以上の労働災害は発生しておらず、その創意工夫を凝らした安全衛生活動の水準は、優秀で他の模範であると認められた。

○秋田労働局長奨励賞（安全確保対策）

- 事業場名：清水建設株式会社東北支店 雄物川上流大沢川樋門新設工事

所在地：〒980-0801 宮城県仙台市青葉区木町通 1 - 4 - 7

代表者職氏名：常務執行役員支店長 清水康次郎

電話番号：022-267-6093

業種：鉄骨鉄筋コンクリート造建築工事業

表彰理由：東北支店や秋田営業所で定めた安全衛生計画を踏まえ、現場独自の「安全衛生計画マップ」を作成し、各工程・各作業における点検項目及び点検担当者を定め、各担当者が責任をもって点検出来るようにしていた。

リスクアセスメントについては、関係請負人の事業主あるいは安全担当者が月 2 回以上実施する「事業主パトロール」の点検項目にすることで、関係請負人が自主的に自社のリスクアセスメントの実施状況や実施内容に問題がないかを確認させ、

継続的にリスクアセスメントを行うように工夫していた。

施工場所が雄物川近くであることから、川が氾濫した場合における避難訓練を年2回実施し、万が一、川が氾濫した場合でも労働者が安全に避難できるように訓練を行い、河川の氾濫による労働災害防止に努めていた。また、施工場所である大仙市が秋田県のほかの地域と比較しても雪が多いことから、冬期間の労働災害を防止するため、冬期間の労働災害の発生事例を踏まえて労働者へ教育を実施するなど、施工場所の特性に応じた労働災害防止を行っていたこと。

以上のような各種安全衛生活動の実施により、工事期間中、休業4日以上労働災害は発生しておらず、その創意工夫を凝らした安全衛生活動の水準は優秀で、他の模範であると認められた。

○秋田労働局長奨励賞（健康保持増進等）

- 事業場名：学校法人双葉学園 幼保連携型認定こども園 湯沢よつばこども園

所在地：〒012-0844 秋田県湯沢市田町 2-3-52

代表者職氏名：理事長 岸豊

電話番号：0183-73-2272

業種：社会福祉施設

表彰理由：「高年齢労働者に優しい職場づくりのための行動指針」を令和2年8月に制定し、高年齢労働者に配慮した労働条件や労働環境の整備に努めている。

具体的実施事項として、若年労働者と高年齢労働者の双方の積極的な採用を行い各年代の職員を平均して配置する工夫を行っている。高年齢労働者を配置するメリットとして、経験に基づく過去の職歴等を生かした業務が行えることや、早番・遅番など労働時間への対応がしやすく全体の時間外労働の削減につなげている。

高年齢労働者を対象とした職員研修として、中途入社労働者となるため労働法制に関する研修や、高年齢労働者の特性に合わせた健康講座等をテーマにして職員研修を実施している。

高年齢労働者に配慮した身体的な負担軽減を図るため、若年労働者と比べ高年齢労働者のデメリットとなる身体負荷への対応として、軽量タイプの幼児避難車の導入や、全施設LED照明による照度の確保等の環境整備を行っている。

転倒防止対策として、施設屋外側の出入口周囲とスロープに転倒時のケガを軽減させるため、衝撃緩衝と滑り止めにも効果のあるマットを設置したり、転倒危険箇所への注意表示を掲示したりして転倒防止対策を講じている。

上記各種対策を講じており、その創意工夫を凝らした安全衛生活動の水準は優秀で、他の模範であると認められた。

○秋田労働局長賞 団体賞

- 団体名：秋田管工事業協同組合

所在地：〒010-0956 秋田県秋田市山王臨海町 3-18

代表者職氏名：理事長 太田博之

電話番号：018-862-6161

表彰理由： 秋田市上下水道局から「秋田市指定給水装置事業者」として指定を受けた32社の組合員で構成される団体である。

当該団体に各種活動ごとの7委員会を設置し、安全衛生管理に関する事項について「配水委員会」が各種活動を展開しており、年間活動計画として、毎年組合員に対する「安全管理等講習会」を7～8月に実施している。

また、配水管工事安全パトロールを、毎年10月に秋田市内の上下水道工事現場を10ヵ所程度実施しており、パトロールではチェックリストを使用しながら組合員の施工する作業現場の安全管理の確認を行い、パトロール結果をとりまとめ後、組合員に対し改善箇所や、好事例等を紹介して、会員相互の安全管理手法の向上に努めている。

青年部協議会による、各種講習会を実施しており、令和3年度は労働法に関する講習会や、救急救命の実施方法を開催し、組合員の能力向上に努めている。

上記各種活動により、会員32社による安全衛生活動の水準は優秀で、他の模範と認められる。

○秋田労働局長賞 安全衛生推進賞

- 氏名（職名）：加藤 信和 （Tianma Japan 株式会社秋田工場 専任 安全管理者）

所在地：〒010-1412 秋田県秋田市御所野下堤 3-1-1

電話番号：018-829-0015

表彰理由： 当該事業場の専任の安全管理者として、事業場の年間安全衛生推進計画の立案や活動内容の実施事項の取決めを行い、安全衛生管理の中心的役割を担い、専属の安全衛生担当者として業務を行っている。

社内で策定している安全衛生推進計画として「災害防止」「交通事故防止」「健康管理」を大きな3区分とし、職場安全衛生懇談会の実務者として円滑な運営に努めている。

労働者400人を超える大規模製造工場でありながら、事業場における労働災害は過去5年において、年間0人ないし1人とどまり、発生内容についても重症災害は発生していない。

上記のように、当該事業場において、専任の安全管理者として平成21年から13年間、安全衛生業務に携わり、事業場に対する安全衛生管理に大きく貢献している。

参 考

安全衛生に係る秋田労働局長表彰について
(関係部分抜粋)

- 表彰の種類： 優良賞、奨励賞、団体賞、功績賞、安全衛生推進賞
優良賞、奨励賞の表彰にあたっての評価は、「共通評価事項」のほか、「選択評価事項」として①安全確保対策、②健康確保（有害物）対策、③健康確保（健康保持増進等）対策がある。

【表彰基準】

＜共通評価事項＞（抜粋）

- ① 安全衛生管理体制が確立し効果的に運用されているとともに、事業場安全衛生規程が整備され有効に運営されていること
 - ② トップによる安全衛生方針を明文化して労働者に周知していること
 - ③ 年間安全衛生計画等が策定され、運用が徹底していること
 - ④ 安全衛生管理組織による巡視、指導、創意工夫を凝らした自主的な安全衛生活動が活発に実施されていること
 - ⑤ 職業生活全般を通じた各段階における安全衛生教育が実施されていること
 - ⑥ 過去3年間(有期事業の場合は工事開始から一貫して)、労働安全衛生法その他安全衛生関係法令の違反による労働災害・事故又は食中毒若しくは伝染病の集団感染等がないこと
- など 15 項目

○優良賞

地域の中で、安全衛生に関する水準が特に良好で他の模範であると認められる事業場又は企業に対する表彰とする。

＜選択評価事項＞

- ① 無災害記録時間の成績(業種間で調整したもの)が、特に優れていること
- ② リスクアセスメントが計画的かつ継続的に実施されており、職場のリスクを低減する取組が特に活発で他の模範であること
- ③ 創意工夫と労使の協力により実施される安全衛生意識の高揚のための活動が特に活発で他の模範であること
- ④ 構内に下請企業の労働者が多数作業を行っている事業場においては、総合的な安全衛生管理の確立等により、当該下請事業場の災害発生率等の安

全成績が特に優れていること

○奨励賞〈安全確保対策〉

安全衛生に関する水準が優秀で改善のための取組が他の模範と認められる事業場又は企業に対する表彰で、安全確保対策が他の模範であること。

<選択評価事項：安全確保対策>

- ① 無災害記録時間の成績(業種間で調整したもの)が、優れていること
- ② リスクアセスメントが計画的かつ継続的に実施されており、職場のリスクを低減する取組が活発で他の模範であること
- ③ 創意工夫と労使の協力により実施される安全衛生意識の高揚のための活動が活発で他の模範であること
- ④ 構内に下請企業の労働者が多数作業を行っている事業場においては、総合的な安全衛生管理の確立等により、当該下請事業場の災害発生率等の安全成績が優れていること

○健康確保（健康保持増進等）

<選択評価事項：健康保持増進等>

- ④ 高年齢労働者の安全衛生対策が他の模範であること
あんぜんプロジェクト「見える」安全活動コンクールで「高年齢労働者の特性等に配慮した労働災害防止の『見える化』」に応募しており、次の(ア)から(ウ)までのいずれかを満たすこと
 - (ア) 高年齢労働者に配慮した職場改善に取り組み、事故の防止や、負担を低減するための作業環境の整備に積極的に取り組む等、高年齢労働者の安全確保対策が他の模範であること
 - (イ) 特殊健康診断(じん肺健診及び通達に基づくものを含む。)を確実に実施し、かつ、これらの結果に基づく就業上の措置等健康管理が特に優れている等、高年齢労働者の健康確保（有害物）対策が他の模範であること
 - (ウ) 高年齢労働者の心身の負荷を軽減するための計画を策定し実施している等、高年齢労働者の健康確保（健康保持増進等）対策が他の模範であること

○団体賞

次の①から⑦までのすべてについて都道府県労働局長が優秀と認め、厚生労働省に推薦する団体の中、安全衛生活動を活発に推進し、関係事業場の安全衛生水準の向上に顕著な功績があった団体とする。

- ① 当該団体の組織が確立され、かつ、相当の恒常性を有すること。
- ② 具体的な災害防止計画や労働衛生管理に関する活動計画が樹立さ

れ、その実施状況が特に良好であること。

- ③ 当該団体に加入している事業場の過去2年間における各年の度数率及び強度率の業種別平均値が、それぞれ各年における同業種の全国平均値より低いこと。
- ④ 団体を構成する個々の事業場に著しく安全衛生水準の低いものがないこと。
- ⑤ 過去2年前から現在までに、当該団体及びこれに加入している事業場について、労働安全衛生法、じん肺法、作業環境測定法及び労働基準法の重大な違反がないこと。
- ⑥ 過去2年間から現在までに、当該団体及びこれに加入している事業場について、⑤に掲げる法規以外の労働関係法令の重大な違反がないこと。
- ⑦ 団体を構成する個々の事業場が、公害関係で社会的問題を起こしていないこと。

○安全衛生推進賞

次の①又は②のどちらか一について該当する個人とする。

- ① 中小規模事業場の経営者、産業医、安全管理者、衛生管理者その他の安全衛生担当者等であって、長年にわたり安全衛生活動を推進し、関係事業場の安全衛生水準の向上に顕著な功績のあった個人で、その関係事業場の災害率が過去3年の間に減少の傾向を示しており、かつ、前年の度数率及び強度率がそれぞれ前年の同業種の全国平均値よりも著しく高くないこと
- ② 安全衛生コンサルタント、事業者団体等の職員等であって、長年にわたり安全衛生活動を活発に推進し、その地域の安全衛生水準の向上に顕著な功績のあった個人であること